

令和元年度新エネルギー等の導入促進のための広報等事業

熊本県における太陽光発電事業の 実態と保守点検の必要性



熊本県内の保守点検事業者データベース

https://www.pref.kumamoto.jp/kiji_31184.html

太陽光発電事業における保守点検のご相談など、保守点検事業者をお探しの場合は、上記アドレスにアクセスの上、「保守点検事業者データベース」をご利用下さい。

お問い合わせ先

熊本県 商工観光労働部 新産業振興局 エネルギー政策課

熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18-1 TEL:096-333-2320

熊本市 環境局 環境推進部 環境政策課

熊本県熊本市中央区手取本町1-1 TEL:096-328-2355

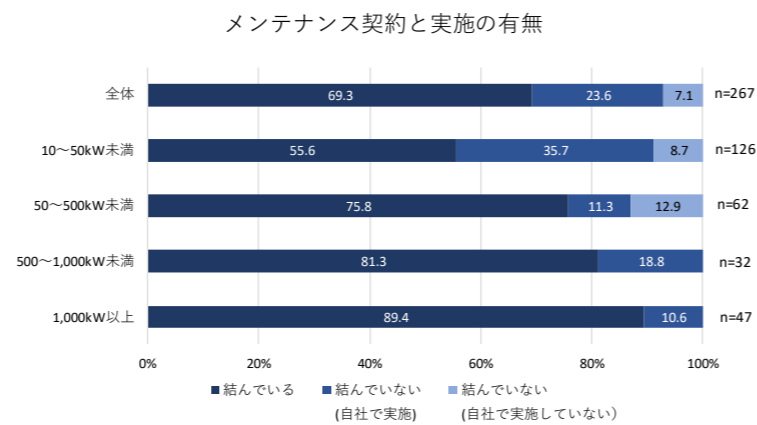
2020年
熊本県・熊本市

太陽光発電設備の長期安定稼働には、継続的な保守点検が必要です。

■熊本県内9割以上の発電所がメンテナンスを実施しています

熊本県内の太陽光発電事業者向けアンケートによると、9割以上の発電事業者が継続的なメンテナンスを実施しています。

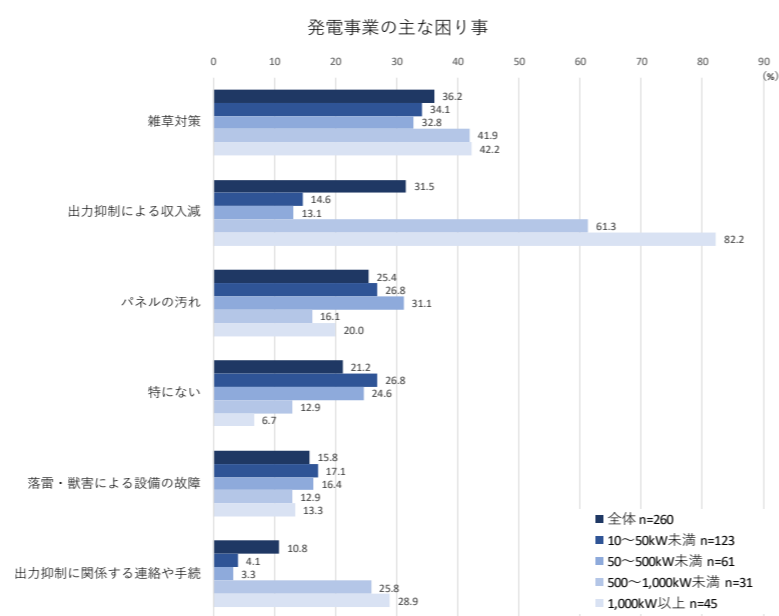
メンテナンスを実施する理由として、約7割の太陽光発電事業者が「メンテナンスによる太陽光発電所の長期稼働」、5割強の事業者が「改正 FIT 法・電気事業法に対する法令遵守」としています。



■発電事業の困り事の一部は、メンテナンスで対応可能です

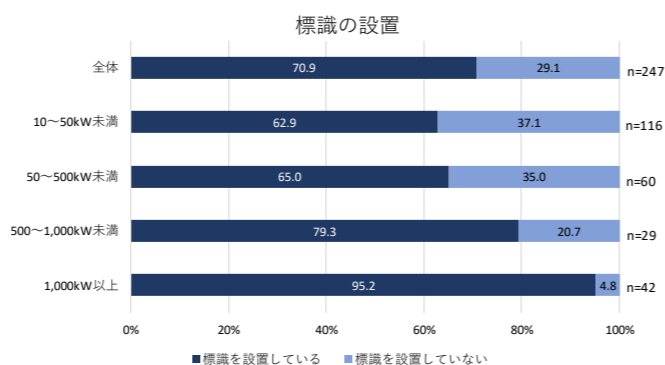
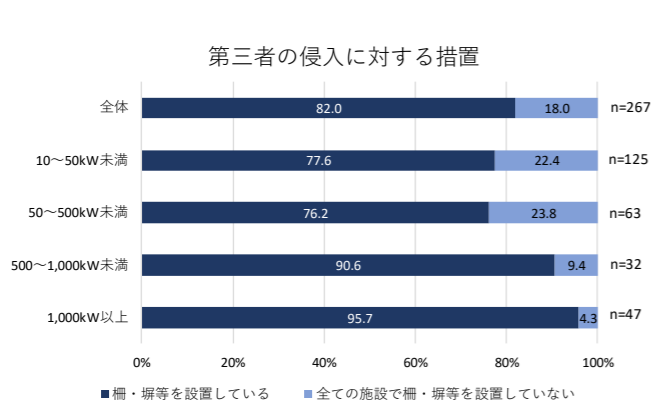
熊本県内の太陽光発電事業者は、発電事業の困り事として「雑草対策」「出力抑制による収入減」「パネルの汚れ」「落雷・獣害による設備の故障」「出力抑制に関する連絡や手続き」としています。

このうち、「雑草対策」「パネルの汚れ」については、定期的に目視点検を実施した上で、草刈りや防草シートの活用、汚れの拭き取りなどで、困り事への対応が可能です。また、定期的な点検により設備の故障の早期発見と対応が進めば、発電量のロスを最小限にすることも可能です。



■発電設備に対する柵・塀等の設置、出入り口の施錠などを行っていない発電所があります...

発電設備に対する柵・塀等の設置、出入り口の施錠、発電所の標識の設置については、規模の小さな発電所を中心に、行っていない太陽光発電事業者がそれぞれ2~3割程度存在します。しかし、発電設備の屋根設置などの理由がない限り、これらの措置をしていないことが法令に違反する恐れがあります。



FIT 法による認定により設置した太陽光発電設備は保守点検や定期報告等が義務づけられています。

■設備の保守点検と定期報告が必要です

全ての太陽光発電設備については、保守点検及び維持管理に係る適切な実施計画を策定した上で、適切に保守点検と維持管理を実施することが必要です。保守点検及び維持管理の実施に当たっては、民間団体が定めるガイドライン等を参考にしてください。

また、設置費用や運転費用等の「定期報告」を、経済産業大臣に対して実施することも求められています。報告は、「再生可能エネルギー電子申請 HP」を通じて実施してください。

■発電設備の外部から見えやすい場所に標識の掲示が必要です

発電事業者名や発電設備の名称、設備ID、連絡先など、必要事項を記載した標識を掲示することが求められています。

標識の内容は、事業計画の記載内容と一致することが必要です。

※出力 20kW 以下の場合、所有者が明確である場合(屋根設置、屋上設置など)を除きます。

固定価格買取制度に基づく再生可能エネルギー発電事業の設備		
再生可能エネルギー 発電設備	区分	太陽光発電設備
	名称	〇〇〇〇発電所
	設備ID	D×××××××15
	設置場所	東京都千代田区〇〇〇番地
再生可能エネルギー 発電事業者	出力	150.0 kW
	氏名	経済産業株式会社 代表取締役 経済一郎
	住所	東京都千代田区〇〇〇番地
保守点検責任者	連絡先	××-××××-××××
	氏名	〇〇〇〇メンテナンス(株) 理事長 産業二郎
運転開始年月日	連絡先	××-××××-××××
		(西暦)〇〇〇〇年×月〇日

25cm以上 (縦)

35cm以上 (横)

少なくともどちらかを記載すること

必要に応じて修正すること

■設備を囲む柵・塀等の設置と出入り口の施錠が必要です

第三者が容易に発電設備に近づくことができない場合や設置が困難な場合を除き、太陽光発電設備には、外部から容易に発電設備に触れることができないように、容易に立ち入ることができないような高さの柵・塀等を設置することが必要です。柵・塀等の材料は、ロープ等の簡易なものではなく、金網フェンス等の容易に取り除くことができないものを使って下さい。

また、出入口に施錠等を行うこと、外部から見えやすい位置に立入禁止の表示を掲げる等の対策も求められます。

違反した場合、経済産業大臣による指導の対象となります。指導後に改善されない場合、FIT 認定取り消しになる可能性があります。